

ボランティアのしおり



楽しく～
無理せず～
自分らしく

船橋市ボランティアセンター

社会福祉法人 船橋市社会福祉協議会

〒273-0005 千葉県船橋市本町 2-7-8 船橋市福祉ビル3F

TEL : 047-431-8808 FAX : 047-431-2678

http://www.funabashi-shakyo.or.jp/volunteer_center/index.html



ボランティアってなんだろう

volunteer（ボランティア）の語源は、ラテン語の voluntas（自由意志）です。

その原義は志願兵であり（反語が draft—徴兵）、英語圏では活動自体のことではなく、自発的に奉仕・労働する人のことを指すものです。歴史的には騎士団や十字軍などの宗教的意味を持つ団体にまで遡ることができます。それぞれの国によって歴史、経済、社会及び国民性が異なりますから、当然にボランティアの意義と実際も異なってきます。平成2年（1990年）に開かれた I A V E（International Association for Volunteer Effort＝ボランティア活動推進国際協議会）総会における「世界ボランティア宣言」によれば、ボランティアとは、「個人が自発的に決意・選択するものであり、人間の持っている潜在能力や日常生活の質を高め、人間相互の連帯感を高める活動である」と定義づけられています。

その活動には●自主性（自発性）、●無償性、●公共性、●先駆性という理念が掲げられ、これはボランティア4原則とも言われています。

すなわち、ボランティアとは、「自らの意志で、他人や社会のために行う非営利の活動」ということになりましょう。

平成7年（1995年）は、阪神・淡路大震災で全国からボランティアが被災地に駆けつけたことから、「ボランティア元年」とも呼ばれ、この震災の日（1月17日）を「防災とボランティアの日」としています。また、平成23年3月11日の東日本大震災などにおいても、ボランティアが活躍しました。

近年、ボランティア活動への認識が高まるに連れ、地域社会への参加や自己実現としての市民活動として大きな広がりを見せています。



現在、船橋市ボランティアセンターでは、ボランティア活動をしたい人、必要とする人、福祉施設などからの相談及び調整を行っています。

また、ボランティア活動に必要な知識や技術習得などのための研修や講座を開催しています。

ボランティアセンターとは

ボランティアがともに集い、学びあいの場として、さらに連帯の輪を広げるための拠点（よりどころ）です。

また、ボランティア活動をしやすいように環境を整備し、活動を推進していくため、さまざまな援助をしています。

★ボランティアセンターの役割★

■相談・紹介

- ボランティア活動をしたい人の相談や登録
- ボランティアを必要とする人や、施設からの相談
- ボランティア活動をしたい人とボランティアを必要とする側との調整
- 地域で福祉活動を進めるうえでの相談



■研究・育成

- ボランティア活動に必要な知識や技術などの各種講座、研修会などの開催
- ボランティアに関する学習のきっかけづくり

■情報提供

- 福祉関係の月刊誌・新聞
- その他



■図書・資料・器材の貸し出し提供

- ビデオ器材（グループ・団体に限る）
- 車イス（有料）、アイマスク、点字板
- 福祉ビデオ、福祉図書
- 高齢者疑似体験用具（もみじ箱）



※原則として、船橋市内の学校、公的機関、公共施設、福祉施設等に予約制で貸出しています。

受付電話番号 047-431-8808
予約受付時間 9:00~17:00
貸出し・返却受付時間 9:00~16:30

★ボランティア活動の例★

■自宅や職場でできる活動の例

使用済み切手の収集、1円玉募金、物品（そうきんなど）寄付など



■地域の中でできる活動の例

独居高齢者の方、在宅心身障がい者の方の話し相手、外出介助、手紙の代筆、
地区社会福祉協議会事業・活動のお手伝いなど

■福祉施設でできる活動の例

行事の手伝い、入所者の話し相手・散歩の相手、レクリエーション活動、
植樹等の手入れ、掃除、理美容、楽器の演奏、洗濯物たたみなど

■その他

イベントのお手伝い、点訳・朗読など

※身体介護など直接身体に触れる活動は対象外となる場合があります。



★活動の場の提供★

詳しくは、ホームページ「ボランティアセンターお知らせ」をご覧ください、
フェイスビル5F市民活動サポートセンター、ボランティアセンターにしおり
を設置しています。その他ご自宅近辺での活動を希望される方は地区社会福祉
協議会のご案内などもさせていただいております。（「地区社協とは」参照）
詳細は（431-8808）までお問い合わせください。

★ボランティア登録★

ボランティア活動前に登録手続きをお願いいたします。登録要件は以下のとおりです。
初回の登録手続きはボランティアセンター窓口にご来所ください。
登録は1年度（登録日～翌年3月末日まで）となり、毎年2月初旬頃、登録更新手
続きを行います。

※登録と同時に船橋市市民活動総合補償制度（ボランティア保険）に加入となります。

■登録要件

- ①ボランティア活動先及び活動開始日が決定していること
- ②主な活動場所が船橋市内にあり、市内で継続的かつ計画的に福祉活動が無報酬（実費弁償程度の場合を含む）で行う、個人及び5名以上で自主的に組織され、構成員の70%以上が船橋市内在住者のグループ

■登録対象とならない主な活動

- ①海外における活動
- ②学校管理下における活動
- ③特定の政党若しくは宗教に係る活動
- ④営利及び自己のために行う活動
- ⑤職業として行う活動
- ⑥会員のみを対象とした互助的な各種スポーツ・レクリエーション・趣味・教養・文化等の活動

※その他該当しない場合があります。



ボランティア活動 10のルール

ボランティア活動は、有償・無償を問わず責任を伴う活動です。

ボランティア活動を相手に迷惑をかけずに、無理なく続けるために以下のことに気をつけておきましょう。

- ① 無理のないスケジュールで活動しましょう。
- ② 相手に必要な手助けをしましょう。善意の押し売りにならないようにしましょう。
- ③ 約束や秘密を守りましょう。
- ④ 積極的に、かつ謙虚に振る舞いましょう。
- ⑤ けじめのある行動をしましょう。自分の中でできることを整理しておきましょう。



- ⑥ 家族や職場の理解と協力を得たうえで、活動しましょう。
- ⑦ 安全面にも気配りして活動しましょう。
- ⑧ 学ぶ姿勢を忘れないようにしましょう。
- ⑨ 活動の記録をとりましょう。
- ⑩ 仲間を増やしましょう。

船橋市市民活動総合補償制度のこと（ボランティア保険）

この保険は、ボランティアの皆さんが加入することによって、ボランティア活動中に①ボランティアがケガをした場合の「傷害保険」、②第三者の身体又は財産に損害を与えた場合に賠償金を支払う「賠償責任保険」をセットにしたもので、その主なあらまは次のとおりです。



■保険負担金（ボランティア本人）

〇円

■補償期間

毎年4月1日から翌年4月1日まで（加入年度）です。なお、中途加入の場合は加入日から有効です。

■加入できる方

ボランティア登録要件を全て満たしている方（「ボランティア登録」参照）

■加入手続き

活動前に窓口にご来所の上、ボランティア登録申請書などを記入していただきます。

■この保険でいうボランティア活動中とは

※無報酬であり、かつ自助活動他ではないことが条件となります。

※活動場所への往復途上やボランティアの学習会、活動の企画、運営会議などへの参加も活動中とみなします。

■補償の種類と内容

○傷害補償

ボランティア活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故で、ボランティア活動参加者が死亡又は負傷した場合に補償します。

補償区分	補償限度額	内容
死亡補償	1人 500万円	事故発生日から180日以内にその事故による傷害が原因で死亡したとき
後遺障害補償	1人 15～500万円	事故発生日から180日以内にその事故による傷害が原因で後遺障害を生じたとき
入院補償	1人 日額 3,000円	事故発生日から180日までの入院を限度
手術補償	1人 30,000円 60,000円 120,000円	入院補償金が支払われる場合、その傷害の治療のため手術を受けたときは、入院補償金日額に手術の種類に応じて保険契約約款に定められた倍率（10,20,40倍）を乗じた額
通院補償	1人 日額 2,000円	事故発生日から180日までの通院に対し通院日数90日を限度

※ボランティア活動者の住居との通常経路往復中も対象となります。

※平成24年度より、日射病・熱射病等の熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒による事故も補償対象となりました。

○傷害補償

ボランティア活動の過失により、市民活動参加者又は第三者の生命、身体若しくは財物に損害を与え、被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う場合に補償します。
【免責額（自己負担額） 1事故（補償区分毎） 5,000円】

補償区分	補償限度額	内容
身体賠償	1につき6,000万円まで、 1事故につき2億円まで	第三者の身体に損害を与えたとき
財物賠償	1事故につき100万円まで	第三者の財物に損害を与えたとき
受託物賠償	1事故につき100万円まで	第三者の預かり品等に損害を与えたとき

※ボランティア（個人）に対する損害賠償補償については、別途指定した場合にのみ対象となります。

■補償の対象とならない事故の例

傷害区分	賠償責任事故
<ul style="list-style-type: none"> ◆ボランティア活動者の故意による事故 ◆ボランティア活動者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為による事故 ◆ボランティア活動者の脳疾患、疾病、心身喪失による事故 ◆ボランティア活動者の他覚症状のない頸椎症候群又は腰痛 ◆戦争、変乱、暴動による事故 ◆地震、噴火、洪水、津波その他の自然災害による事故 ◆山岳登山、スキューバダイビングその他これらに類する危険な運動による事故 ◆その他保険約款に係る約款等によるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ◆戦争、変乱、暴動による事故 ◆地震、噴火、洪水、津波その他の自然災害による事故 ◆ボランティア活動者の故意による事故 ◆建物や施設の改築・修理などに起因する事故 ◆ボランティア活動者が所有、使用、管理する自動車に起因する事故 ◆その他保険約款に係る約款等によるもの

注：事故が発生したら、速やかにボランティアセンターまで連絡してください。



047-431-8808

地区社協とは

地区社会福祉協議会（略して「地区社協」と言います。）では、ミニデイサービス、ふれあいいいききサロン、地域福祉まつりなどの事業を行っています。



事業内容などのお問い合わせは、各地区社会福祉協議会又は船橋市社会福祉協議会（船橋市ボランティアセンター）までお願いします。

※地区社会福祉協議会は、月曜日から金曜日（祝祭日は除く）の午前10時から午後3時までです。ただし、地区によっては公民館が休館の時にはお休みになる場合があります。また、お住まいの地域により管轄となる地区社協が異なります。

地区社協名	場 所	電 話 番 号
宮 本	宮本公民館内	4 2 1 - 1 0 1 8
湊 町	南老人福祉センター内	4 3 3 - 9 1 5 0
本 町	中央公民館内	4 3 4 - 6 5 5 6
海 神	海神公民館内	4 3 7 - 2 2 0 7
葛 飾	西船橋出張所内	4 3 7 - 6 6 3 3
本中山	西部公民館内	0 4 7 - 3 3 6 - 7 0 1 1
塚 田	塚田公民館内	4 3 0 - 7 3 4 5
法 典	法典公民館内	4 3 0 - 8 0 7 7
夏 見	夏見公民館内	4 2 5 - 3 8 0 8
高根・金杉	高根公民館内	4 3 8 - 5 6 7 1
高根台	高根台公民館内	4 6 7 - 4 5 5 1
高 芝	新高根公民館内	4 6 9 - 5 0 5 0
前 原	東部公民館内	4 7 1 - 8 1 2 1
二宮・飯山満	飯山満公民館内	4 2 4 - 0 3 1 7
薬円台	社会福社会館内	4 6 9 - 6 1 1 8
三田習	三山市民センター内	4 7 1 - 3 3 2 5
習志野台	コミュニティルーム内	4 6 5 - 0 2 5 0

二 和	二和公民館内	4 4 7 - 3 7 1 1
三 咲	三咲公民館内	4 4 0 - 2 1 6 1
八木が谷	八木が谷公民館内	4 4 8 - 7 7 1 3
松が丘	松が丘公民館内	4 6 8 - 6 1 2 0
大 穴	海老が作公民内	4 6 4 - 8 5 8 1
豊 富	豊富出張所内	4 5 7 - 1 5 5 2
坪 井	坪井公民館内	4 0 2 - 0 9 3 3

＝お気軽にお越しください＝

■ 船橋市ボランティアセンター ■

開所時間 (月)～(金) 8:45～17:15まで
(土日祝日年末年始を除く)

http://www.funabashi-shakyo.or.jp/volunteer_center/index.html

〒273 - 0005

千葉県船橋市本町2-7-8 船橋市福祉ビル3F

TEL 047-431-2653 (船橋市社会福祉協議会)

TEL 047-431-8808 (ボランティアセンター)

fax 047-431-2678

